

令和2年関川村議会11月（第9回）臨時会議会議録（第1号）

○議事日程

令和2年11月25日（水曜日） 午後1時30分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 委員長報告
 - 第 4 議案第65号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例
 - 第 5 議案第66号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 6 議案第67号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 7 議案第68号 関川村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 8 発議案第1号 拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書の提出について
 - 第 9 議員派遣
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 委員長報告
 - 第 4 議案第65号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例
 - 第 5 議案第66号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 6 議案第67号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 7 議案第68号 関川村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 8 発議案第1号 拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書の提出について
 - 第 9 議員派遣
-

○出席議員（10名）

1番	渡	邊	秀	雄	君	2番	近	壽	太	郎	君
3番	鈴	木	紀	夫	君	4番	伊	藤	敏	哉	君
5番	小	澤		仁	君	6番	加	藤	和	泰	君
7番	高	橋	正	之	君	8番	平	田		広	君
9番	伝		信	男	君	10番	菅	原		修	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村	長	加	藤	弘	君
副	村	宮	島	克	己
総務	政策	野	本		誠
課	長				君

○事務局職員出席者

事	務	局	長	河	内	信	幸
主			幹	渡	辺	め	ぐ
							美

午後1時30分 開会

○議長（渡邊秀雄君） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和2年関川村議会11月第9回臨時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんのみに、議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（渡邊秀雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番、加藤和泰さん、7番、高橋正之さんを指名します。

日程第2、諸般の報告

○議長（渡邊秀雄君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により、定例監査の結果報告書及び地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和2年9、10月分の例月出納検査の結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ご覧ください。

議長決定により議員派遣を行いましたので、お手元に配付のとおり報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3、委員長報告

○議長（渡邊秀雄君） 日程第3、委員長報告を行います。

初めに、産業建設常任委員長から報告を求めます。委員長、高橋正之さん。

○産業建設常任委員長（高橋正之君） 産業建設常任委員会調査報告書による報告があった。

○議長（渡邊秀雄君） 委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 5番、小澤です。

大変お疲れさまでございました。産建の皆さんで行かれたということなんですけれども、委員長、この委員長報告を受けましてお聞きしたいことをお願いしたいと思います。

阿賀町では7年前、平成25年度から有害鳥獣の計画を立てて、今現在の視察して来られたICTおりだとか追い払い花火などというのを実際に今成果を出されているということだと思んですが、

本村においても行政、地域、猟友会が連携し、有害鳥獣防止のために今以上に取り組むことが急務と考えるというふうにまとめておられますが、実際に阿賀町で今やっていることと、本村で今鳥獣害対策というのでやはり温度差といいますか、実際やっていることの違いがあると思うんですね。まずはここをこういう具合でやったほうが良いというご意見があったら、それをお聞かせください。

○産業建設常任委員長（高橋正之君）　こういうふうにやったほうがというよりも、実際11月から東日本NTTと関川村と提携して実証実験を今やっております。それは今月いっぱい。その結果を待ちたいんですが、ともかくやはり猿であれば、やはりどの辺にいるのかというのとグループがどのくらいいるのかというのが把握できないので、GPSを取り付けた機能を首輪に巻き付けて行動範囲を把握するというのが取組としてはそれが一番いいスタイルじゃないかなと、そんなふうに思います。

○議長（渡邊秀雄君）　5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君）　ありがとうございます。追い払い花火というところで、すごく興味深いなと思って聞いていたんですけども、こういったところなんかはすぐにでも実施できるんじゃないかなと思うんですが、委員長はどういうふうに考えますか。

○産業建設常任委員長（高橋正之君）　今実際に、伝さんはじめ私もそうなんですが、今使って実証やっております。1本で3発出るんですね。それがすごい、音も鉄砲並みの音を出すので結構な効果があるというふうに、今使っているところではそんなふうに認識しております。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

○議長（渡邊秀雄君）　これで質疑を終わります。委員長、ご苦労さまでした。

次に、議会広報常任委員長、加藤和泰さん。

○議会広報常任委員長（加藤和泰君）　議会広報常任委員会調査報告書による報告があった。

○議長（渡邊秀雄君）　委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君）　9番、伝です。

委員長にお聞きします。今回常任委員会主催の地域懇談会を開催されて、結構成果はあったと思います。今一番末尾のほうに行政要望に関しては集約して提言として出すと、そういう考えを持っておられると思うんですけども、今後ですね、こういう懇談会をまた定期的にやる予定はあるのか、それとも今回で終わりなのか、その点はっきり聞きたいと思います。よろしくをお願いします。

○議会広報常任委員長（加藤和泰君）　私、委員長の考えでありますけれども、やはり定期的に開催していくべきだろうと。今回9つのコミュニティーの協力を得ながら開催したわけでありましてけれども、そういう開催方法がいいのか、またもう少し違ったやり方がいいのかということで、また委員会で検討したり、また全議員の皆さんにお諮りしながら進めていきたいと思いますが、いずれにしてもこれで終わるのではなく、広報委員会の役割であります広聴活動の部分で継続して開催して

いきたいというふうに考えています。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

日程第4、議案第65号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第4、議案第65号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 本日は臨時議会ということで、お忙しいところお集まりいただきまして大変
ありがとうございます。

本日提案いたします4議案は、いずれも人事院勧告に倣いまして、村も国県に準じた形で改正す
るものでございます。

まず、議案の第65号は、関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す
る条例でございます。

詳細は総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、ご説明させていただきます。

初めに、別にお配りをしております資料につきまして、全体につきまして説明をさせていただき
たいと思います。

今回は、月例給は据え置きということでございます。期末手当を一律12月分から0.05月分、率に
いたしまして100分の5引き下げるというものであります。勤勉手当、これは一般職員と再任用職員
でございますけれども、この分は据え置くということでございます。村議会議員、特別職、特定任
期付職員につきましては、令和2年度6月分はもう支給済みであります。12月分につきまして0.05
引き下げをいたしまして1.625月分ということで、合計で3.3ということになります。令和3年度以
降につきましては合計で3.3月、これは変わりませんで、6月、12月、同じ率で1.65月分ずつとい
うことになります。こういった改正でございます。以下一般職員と再任用職員、これも率は違いま
すけれども、引き下げ率も同じでございますし、作り方も同じでございます。

それでは、改めまして議案第65号につきましてご説明をさせていただきます。

1 ページ目をご覧くださいと思います。

まず、第1条でございますけれども、表の中、右側が改正前ということで、6月と12月、いづれ
も100分の167.5というふうになってございます。それを改正後、左のほうですけれども、0.05引き

下げまして、100分の5を引き下げまして100分の162.5に改正するというものでございます。

それから2ページ目をご覧いただきたいと思います。

2ページ目につきましては第2条でございますけれども、これは附則に、ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するというので、つまり第2条につきましては令和3年度以降の改正ということになります。それで、右側の改正前は第1条で今改正をいたしました100分の162.5というのが載っておりまして、左側が改正後100分の165、これを6月と12月、こちらも同じ率で適用させるといった改正でございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） 先ほどの説明で人事院勧告ということでもございましたけれども、今回下がる趣旨というのは、コロナ対策で民間の方が減収といいますか収入が減るから、それに合わせてという理解でよろしいでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） そのとおりでございます。10月7日に人事院勧告が出されました。説明では、新型コロナウイルス感染症の影響で民間企業の支給割合が下がっているということで、国家公務員の今年度の期末手当を100分の5引き下げるといった勧告が出されたところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第65号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第65号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、議案第65号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第66号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第5、議案第66号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案66号は、関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。この一部改正につきましても議案第65号と同様に県に準じた改正をするものでございます。

詳細は総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、第66号でございます。特別職の期末手当の引き下げといった改正でございます。

1 ページ目をご覧くださいと思います。

1 ページ目の第1条でございますが、左側改正後でございます。100分の5引き下げておりまして、100分の162.5というふうに改正をいたします。

それから2ページ目をご覧くださいと思います。

2ページ目も先ほどと同様に、附則にありますように令和3年度からの適用ということになっております。右側の改正前には、今ほど第1条で改正いたしました100分の162.5というのが載っておりまして、左側が改正後ということになって100分の165ということでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第66号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第66号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第66号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第67号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長(渡邊秀雄君) 日程第6、議案第67号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第67号は、関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。こちらにつきましても人事院勧告に倣いまして改正するものでございます。

詳細を総務政策課長に説明させます。

○議長(渡邊秀雄君) 総務政策課長。

○総務政策課長(野本 誠君) 第67号でございます。一般職の期末手当の引き下げでございます。

1 ページ目をご覧いただきたいと思います。

左側が改正後ということになっております。まず、表の中の第16条の第2項ということで、100分の5を引き下げて100分の12.5にするというものでございます。それから、第3項では再任用職員の規定がございまして、100分の67.5とするというふうなものでございます。

それから2ページ目をご覧いただきたいと思います。

2 ページ目、これも今までと同様に、第2条ですが附則にございますように令和3年度からの適用ということでございます。左側改正後でございますけれども、第16条の第2項で100分の127.5とするということですし、再任用職員につきましては100分の70にするというふうな改正でございます。

以上でございます。

○議長(渡邊秀雄君) これで提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第67号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第67号については委員会付託を省

略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第68号 関川村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

○議長(渡邊秀雄君) 日程第7、議案第68号 関川村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案68号は、関川村一般職員の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

詳細につきまして総務政策課長に説明させます。

○議長(渡邊秀雄君) 総務政策課長。

○総務政策課長(野本 誠君) 議案第68号でございます。任期付職員の期末手当の改正ということでございます。任期付職員と申しますと、この村には防災専門員、採用してございますけれども、ここでいうその改正になるのは特定任期付職員ということで、この特定任期付職員に該当する職員は今現在この村にはおりません。それを最初に申し上げさせていただきたいと思っております。防災専門員につきましては、一般職の給与表を適用させているというところでございます。

それで、今回の改正ですけれども、1ページ目の第1条でございますけれども、100分の5を引き下げて100分の162.5とするということでございます。

それから2ページ目をご覧いただきまして、第2条で左側の改正後でございますけれども、100分の165に改正するというところでございます。

以上でございます。

○議長(渡邊秀雄君) これで提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第68号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第68号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第68号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第8、発議案第1号 拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書の提出について

○議長(渡邊秀雄君) 日程第8、発議案第1号 拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。菅原 修さん。

○10番(菅原 修君)

拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書

菅総理は、就任記者会見で、拉致問題に関して「米国などの関係国と緊密に連携する」と述べ、全ての拉致被害者の一日も早い帰国に向け全力を挙げる考えを示した。また、再度拉致問題担当大臣に就任した加藤官房長官も会見で、米国など関係国としっかりと連携をとっていく考えを示し、「一刻の猶予もない」と解決に意欲を示した。

拉致問題の解決に向けた進展が見られない中、拉致被害者自身やその家族も高齢化しており、もはや一刻の猶予もない状況に置かれていることから、早急に拉致被害者全員の即時帰国を実現しなければならない。

よって国会並びに政府におかれては、今後とも拉致問題を「最優先、最重要課題」と位置付け、米国をはじめとする国際社会と連携を強化し、圧力に重点を置いた姿勢を貫きつつ、対話も視野に入れたあらゆる手段を講じて、拉致被害者全員の即時帰国を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年11月25日

意見書提出先

衆 議 院 議 長 大 島 理 森 様
参 議 院 議 長 山 東 昭 子 様
内 閣 総 理 大 臣 菅 義 偉 様
外 務 大 臣 茂 木 敏 充 様
内 閣 官 房 長 官 加 藤 勝 信 様
拉致問題担当大臣 加藤 勝信 様

○議長（渡邊秀雄君） これで趣旨説明を終わります。菅原さん、ご苦労さまでした。
お諮りします。本案を直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

発議案第1号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議員派遣

○議長（渡邊秀雄君） 日程第9、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣すること
にしたいと思います。なお、変更があった場合は議長に一任願いたいと思います。これにご異議あ
りませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員派遣についてはお手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

○議長（渡邊秀雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午後2時02分 散 会